

第 10 回 農業委員会総会議事録

日 時 令和 6 年 4 月 25 日 18:00～18:26

場 所 役場庁舎 会議室 2

出席委員（承認印）

1 番 埜田	2 番 八田	3 番 佐藤	4 番 内田	5 番 大島	6 番 鈴木	7 番 山口
8 番 水崎	9 番 柴田	10 番 加茂	11 番 水崎	12 番 濱野	13 番 出羽	

欠席委員：水崎（保）委員

議案説明のため出席した職員：野原事務局長、山下主事

1 開会

2 議事録署名委員の指名

11 番 水崎委員
12 番 濱野委員

3 報告事項

- （1）諸般の報告について
- （2）4 月の業務報告について
- （3）5 月の業務予定について
- （4）あっせん報告について

4 議案

- 第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 3 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 4 号 現況証明願の承認について

5 協議事項

- （1）その他

6 その他

- （1）次回の総会 5 月 24 日（金）午後 1 時 30 分から
- （2）その他

事務局長	お疲れ様でございます。 ただ今から第１０回農業委員会総会を開会いたします。 礼を交わします。起立。礼。 本日、水崎保好委員から欠席の届け出がありましたので報告いたします。 ただ今の出席委員数は、１２名で定足数に達しております。 それでは、これより先は議長の進行でお願い致します。
議長	お忙しい中大変ご苦勞様でございます。 それではさっそく会議を進めていきたいと思ひます。 まず日程２の議事録署名委員の指名をいたします。 １１番 水崎勝秀委員、１２番 濱野委員この両名を指名いたします。 続きまして日程３の報告事項に入ります。 （１）諸般の報告について 僕の方から。 ４月の１６日に十勝の総会あったわけですが、それに先立ちまして会長・事務局長会議というものがあってですね、その中で道の方から、北海道農業会議の職員が来てですね、十勝としてはどうするのですかと言うからお願いしますというような話だったんですけども、その中で意見出た中ではですね、お金ないんだから、とりあえずもう十勝としては吉田会長が副会長で出てるわけだし、吉田会長に全て任せるよということで、十勝としては出すよ。全道の農業委員会が出してもまだ全然足りないわけで、その辺はあと政治的な力とか、あと協賛というかお金出しているところをお願いしてなんとかしていくという話でした。そして農業会議がない所もあるわけで、それは法律的には全然問題ないというお話もされてましてですね、まあ自分たちとしては農業会議は必要だという事で、お手伝いしていこうということで終わっております。とにかく、出せない所もあるかもしれないけれど、うちらとしてはお金を出していこうということで話はまとまっております。 何かこのことについてありますか。
委員	全道の中で農業会議がない所ということですか？ もう少し詳しく教えてください。
議長	都道府県の中で一つずつ基本はあるわけですが、何県でしたっけ。
事務局長	そうですね、畑が少ない所ですね。東京とか神奈川とかもうひとつ思い出せないけれど、そういうところはないみたいです。畑が極端に少ない所。
議長	だから転用の許可とか農業会議が道から委嘱を受けてやっているわけで、道がその部分、直でうちらやりますよって言えば農業会議は必要なくなる部分もあると思うんですけども、ただいつもやっている研修会とか年金の研修会とかはなくなっていくんではないかなとは思ひます。まあ自分たちとしては農業会議必要だということでお手伝いしていくということで。ただお手伝いするにも限界がありますよという話でまとまっております。

	何かありますか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	それでは、(2) 4月の業務報告 及び (3) 5月の業務予定について、事務局から説明願います。
事務局長	議案3ページをお開きください (2) 4月の業務報告についてですが、 10日農協の第77回総会に出羽会長出席しています。16日十勝農委連総会などに出羽会長、野原が出席しています。同じく16日農業担い手育成センター役員会に、出羽会長、埴田代理が出席されています。 次に(3) 5月の業務予定についてですが、 7日臨時議会が開催されます。同日夕方、午後4時から、農業担い手育成センターの総会が開催されます。農業委員会としては出羽会長、埴田代理、八田委員、濱野委員に近日中にご案内の文書を送らせていただきます。あと農業士ということで、水崎勝秀委員にメンバーに入らせていただいていますので同じくご案内させていただきます。 その下、担い手育成総合支援協議会総会、こちらは担い手センター終了後ということで、午後4時半を目途に開催を予定しております。 5月27日から29日で全国農業委員会会長大会、要請活動に出羽会長が出席予定です。 5月下旬の総会は日程の関係で調整させていただきますので、後ほどご案内させていただきます。
議長	続きまして、(4) あっせん報告について、事務局から説明願います。
事務局長	今回のあっせん報告は、賃貸借2件の成立となっています。
議長	議案4ページをご覧下さい。賃貸借の番号1番です。 貸し主は、中山國雄さんで、借主は、(株)鎌田農園です。 土地の所在は、共栄東3線133番8ほか、合計4筆、62,139.00㎡の農地となっています。 借賃は10アール当たり9,000円で、今年については年額552,000円(据置)、来年以降については年額559,000円です。 賃貸借期間は、令和6年8月1日から令和15年12月31日までの10年間です。 議案の5ページに位置図を、6ページに地番図をお付けしております。 続きまして、賃貸借の番号2番です。 貸し主は、中山國雄さんで、借主は、碓井孝樹さんです。 土地の所在は、共栄東3線136番1ほか、合計3筆、64,234.00㎡の農地となっています。 借賃は10アール当たり9,000円で、今年については年額584,000円(据置)、来年以降については年額578,000円です。 賃貸借期間は、令和6年8月1日から令和15年12月31日までの10年間

	間です。 議案の５ページに位置図を、６ページに地番図をお付けしております。 報告は以上です。 以上で報告事項を終わります。
議長	次に、議案の審議へ移ります。 番号１番については、内田委員が当事者となっている案件ですので、農業委員会法第３１条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。 暫時休憩いたします。 （内田委員退席）
議長	会議を再開いたします。 議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について、 （１）所有権移転の番号１番について事務局から説明願います。
事務局長	議案７ページをご覧ください。所有権移転の番号１番です。 内田フサ子さんの農地を、内田奨也さんに贈与する案件です。土地の所在は、栄東５線１６４番６の１筆、21,025.00㎡です。 ９ページが位置図で、１０ページが地番図となっています。 現地確認は、埜田代理、八田委員が行っています。 なお、本案件は別紙でお配りしている調査書１ページのとおり農地法第３条第２項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 所有権移転の番号１番について、現地確認委員の意見を求めます。 １番 埜田代理 何か補足などありませんか。
埜田代理	ありません。
議長	２番 八田委員 何か補足などありませんか。
八田委員	ありません。
議長	それでは、所有権移転の番号１番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）

議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第 1 号 所有権移転の番号 1 番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	議案第 1 号 所有権移転の 1 番は、原案どおり可決決定されました。 暫時休憩いたします。 (内田委員は着席)
議長	会議を再開いたします。 続いて、所有権移転の番号 2 番について事務局から説明願います。
事務局長	議案 7 ページをご覧ください。所有権移転の番号 2 番です。 近藤一さんの農地を帯広市の(有)横山産業が購入する案件です。土地の所在は、新札内南東 3 線 2 1 1 番 1 のほか、合計 7 筆、148,101.37 m²です。 売買価格は、10アール当たり 25 万円で総額 37,026 千円です。 11 ページが位置図で、12 ページが地番図となっています。 現地確認は、水崎保好委員、水崎勝秀委員が行っています。 なお、本案件は別紙でお配りしている調査書 2 ページのとおり農地法第 3 条第 2 項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 所有権移転の番号 2 番について、現地確認委員の意見を求めます。 8 番 水崎保好委員は欠席しておりますが、補足なしということで聞いております。 11 番 水崎勝秀委員 何か補足などありませんか。
水崎(勝)委員	ありません。
議長	それでは、所有権移転の番号 2 番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第 1 号 所有権移転の番号 2 番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。

委員	(「ありません。」の声)
議長	議案第 1 号 所有権移転の 2 番は、原案どおり可決決定されました。 続いて、所有権移転の番号 3 番について事務局から説明願います。
事務局長	議案 8 ページをご覧ください。所有権移転の番号 3 番です。 北沼眞作さんの農地を帯広市の中村健太郎さんが購入する案件です。土地の所在は、新札内南東 5 線 2 2 2 番 1 のほか、合計 7 筆、49,306.43 m ² です。 売買価格は、10 アール当たり 25 万円で総額 12,425 千円です。 13 ページが位置図で、14 ページが地番図となっています。 現地確認は、鈴木委員、出羽会長が行っています。 なお、本案件は別紙でお配りしている調査書 3 ページのとおり農地法第 3 条第 2 項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 所有権移転の番号 3 番について、現地確認委員の意見を求めます。 6 番 鈴木委員 何か補足などありませんか。
鈴木委員	ありません。
議長	私も確認しましたが補足などございません。 それでは、所有権移転の番号 3 番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第 1 号 所有権移転の番号 3 番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	議案第 1 号 所有権移転の 3 番は、原案どおり可決決定されました。 続いて、(2) 賃借権設定の番号 1 番について説明願います。
事務局長	議案 8 ページをご覧ください。賃借権設定の番号 1 番です。 茂古沼紀子さん所有の畑を有限会社ファーム自然が賃貸する案件です。 土地の所在は、東 4 条南 6 丁目 1 番 1 の他、合計 3 筆、60,809.00 m ² の農地です。 賃貸期間は、許可の日から令和 8 年 12 月 31 日までで、

	借賃は、１０アール当たり 11,000 円、年額 660,000 円です。 １５ページが位置図で、１６ページが地番図をお付けしています。 現地確認は、八田委員、内田委員が行っています。 なお、別紙でお配りしている資料 調査書４ページに記載のとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 賃借権設定の番号１番について、現地確認委員の意見を求めます。
	２番 八田委員 何か補足などありませんか。
八田委員	ありません。
議長	４番 内田委員 何か補足などありませんか。
内田委員	ありません。
議長	それでは、賃借権設定の番号１番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第１号（２）賃借権設定の番号１番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	議案第１号（２）賃借権設定の１番は、原案どおり可決決定されました。
	議案第２号 農地法第５条の規定による許可申請について、番号１番について事務局から説明願います。
事務局	議案１７ページをご覧ください。番号１番です。 有限会社中島生産組合所有農地の一時転用の許可申請です。申請地の隣接地、農地以外の土地（山林の伐採跡地）を（株）タチノさんが砂利採取するため、保安区域（砂利採取地から２～５ｍ離す）で必要ということで申請となっています。 土地の所在は、南札内西１線３４２番１０の内の１筆、179 ㎡です。 期間は、令和６年５月１３日から令和７年５月１２日の１年間で、議案１８ページに位置図を、１９ページに地番図をお付けしています。 また、別紙でお配りしている資料 調査書５～７ページに記載のとおり、許可基準は、全て要件を満たしていますし、申請地に替わる代替地もないと思われることから許可相当と判断をしております。

	また、現地確認は水崎勝秀委員、出羽会長が行っています。説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 現地確認委員の意見を求めます。
	1 1 番 水崎勝秀委員 何か補足などありませんか。
水崎（勝）委員	ありません。
議長	私も確認しましたが特にございません。
	それでは番号 1 番について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないようですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 番号 1 番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号 1 番は原案どおり可決決定されました。
	議案第 3 号 旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、
	賃貸借の番号 1 番について、事務局から説明願います。
事務局長	議案 2 0 ページをお開きください。 今回の案件は、賃貸借 2 件です。
	議案の 2 1 ページをご覧ください。賃貸借の番号 1 番です。 貸し主は、中山國雄さんで、借り主は（株）鎌田農園です。 土地の所在は、共栄東 3 線 1 3 3 番 8 のほか、合計 4 筆、62, 139 m²の農地となっています。 賃貸借期間は、令和 6 年 8 月 1 日から令和 1 5 年 1 2 月 3 1 日までの 1 0 年間で、借賃は、今年については年額 552, 000 円（据置）、来年以降については年額 559, 000 円です。 説明は以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました。
	それでは、賃貸借の番号 1 番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号 1 番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	それでは、番号 1 番は原案どおり可決されました。 以上で議案の審議を終わります。
事務局長	賃貸借の番号 2 番について、事務局から説明願います。
	続きまして、賃貸借の番号 2 番です。 貸し主は、中山國雄さんで、借り主は碓井孝樹さんです。 土地の所在は、共栄東 3 線 1 3 6 番 1 のほか、合計 3 筆、64,234 m ² の農地 となっています。 賃貸借期間は、令和 6 年 8 月 1 日から令和 1 5 年 1 2 月 3 1 日までの 1 0 年 間で、借賃は、今年については年額 584,000 円 (据置)、来年以降については 年額 578,000 円です。 説明は以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました。
	それでは、賃貸借の番号 2 番について、質疑を受けたいと思います。質疑は ありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号 2 番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	それでは、番号 2 番は原案どおり可決されました。 以上で議案の審議を終わります。
事務局	次に、議案第 4 号、現況証明願の承認について 番号 1 番について事務局から説明願います。
	議案の 2 2 ページをご覧ください。 番号 1 番です。 申請者は、本多一子さんで、登記地目の畑を現況地目の山林に変更するため の申請です。 土地の所在は、協和東 3 線 2 3 6 番 6 の 1 筆、1,990 m ² の土地です。 2 3 ページに位置図を、2 4 ページに地番図をお付けしています。

	現地確認は、埤田代理、八田委員、内田委員が行っています。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 それでは番号１番について、現地確認委員３名を代表して ４番 内田委員に意見を求めます。 何か補足などありませんか。
内田委員	ありません。
議長	それでは番号１番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、それぞれ採決に入ります。 番号１番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号１番は原案どおり可決決定されました。 以上で議案審議を終わります。 次に日程５の協議事項に入ります。 協議事項（１）その他については、事務局からないようですので、皆さんから何かございますか？
委員	（「ナシ」の声）
議長	それではないようですので、続いて、日程６（１）その他ですが （１）次の総会の日程について事務局からお願いします。
事務局長	（１）次回の総会ですが、５月２７日から会長が東京出張入っているので、 ５月２４日（金）午後１時３０分から、役場庁舎・会議室でお願いいたします。
議長	次回の総会は、５月２４日金曜日の午後１時３０分からということで 開催場所は、会議室でお願いいたします。 （２）その他 事務局からはないようですが皆さんから何かありますか。
委員	（「ありません。」の声）

議長	それではないようですので、以上で第 10 回総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。 （「お疲れ様でした。」の声） （ 18 時 26 分閉会）
----	---

本議事録は、会議の顛末について記録されており、間違いないことを認めここに署名する。

令和 6 年 4 月 26 日

議 長 _____

署名委員（議席 番 _____）

署名委員（議席 番 _____）